

健康ドーム非常時の対応について

健康ドームをご利用になる皆様の安全確保のため、下記のとおり対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 特別警報・暴風警報発令時について

(1) 臨時休館

北名古屋市に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された時点から臨時休館となります（保健センターは除きます。）。なお、「特別警報」、「暴風警報」以外の警報・注意報発令の場合は、平常どおり開館します。

(2) 再開時刻

特別警報・暴風警報が解除された場合、個人使用については、2時間後から開館し、専用使用については、以下の表のとおり施設の運営を再開します。

特別警報・暴風警報解除時刻	施設の再開時刻
午前7時までに解除	午前9時から
午前10時までに解除	正午から
午後1時までに解除	午後3時から
午後4時までに解除	午後6時から

なお、午後4時までに解除されない場合は、終日臨時休館となります。また、施設に被害が生じた場合や北名古屋市内に被害が発生した場合など、状況に応じて開館しない場合がありますのでご了承ください。

2 地震（南海トラフ地震等）・火災発生時について

(1) 臨時休館

震度5弱以上の揺れを記録した時及び施設に甚大な被害が生じた場合、また、健康ドームを救護施設として使用する場合は、臨時休館となります。

(2) 再開日時

施設及び市内被害の復旧状況等に応じ、再開日時を決定します。

(3) 利用団体責任者へのお願い

利用団体責任者の方は、事前に館内避難経路図（裏面）の確認を行うとともに、使用中に地震・火災等が発生した場合は、速やかに使用を中止し、利用者への避難誘導を行ってください。また、使用前に利用者への避難経路の周知に努めてください。

3 新型コロナウイルス等による感染症発生時について

(1) 臨時休館

新型コロナウイルス等感染症拡大による国・県の「緊急事態宣言」の発令又は県内・市内の感染者発生状況により、臨時休館となることがあります。

(2) 再開日

感染症発生状況に応じ、再開日を決定します。なお、再開後においても人数制限、使用前の検温等の利用制限を設けることがあります。

4 周知方法について

臨時休館又は再開となった場合は、市ホームページ及び施設入口に案内を掲示します。

5 使用料について

「特別警報・暴風警報発令」「地震・火災発生」及び「新型コロナウイルス等による感染症発生」による臨時休館及び施設管理者に瑕疵・過失がない故障等により施設が使用できなくなった場合は、施設使用料は還付いたしますが、その他の補償はできませんのでご了承ください。